

情 報 開 示 書 類

(2007 年 度)

第 一 商 品 株 式 会 社

はじめに

当社は平成19年3月期（平成18年4月1日から平成19年3月31日）における会社概況、営業の状況及び経理等の状況につきましては、平成19年6月29日付けで関東財務局長宛に提出いたしました有価証券報告書を提出いたします。

また、下記の開示事項につきましては別紙において開示いたします。

- 1．外務員の登録状況
- 2．委託者に関する事項
- 3．苦情・紛争に関する事項
- 4．財務比率
- 5．受託業務管理規則

1. 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
405名	56名	42名	419名

2. 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
3,801名	1,366名	3,723名

3. 苦情・紛争に関する事項

当社では、苦情・紛争に関しては全て調査部が対応しております。

委託者からの苦情や相談等の申し出があった場合は直ちに調査本部が詳細な調査を行い、当社の紛議処理規定及び紛議処理要領に従って適切な処理を行っております。

調査部は東京（渋谷本社）と大阪（大阪分室）に設置しております。

東京調査部は、本店・渋谷支店・日本橋支店・東京中央支店・新宿支店・六本木支店・横浜支店・埼玉支店・千葉支店・仙台支店・名古屋支店を管轄し、大阪調査部は大阪支店・大阪本町支店・和歌山支店・金沢支店・広島支店・高松支店・福岡支店を管轄しております。

東京調査部及び大阪調査部には『お客様相談係』を設け、調査係員が委託者からの苦情や相談等の申し出に対して敏速かつ適切な処理を行っております。

平成18年度中においては、当社の苦情受付件数は、26件で（社）日本商品先物取引協会受けが2件、当社受けが24件となっております。その内容は15件が委託者の了解を得られ円満に解決し、1件が取下げ、10件が現在委託者と話合中です。

また、平成17年12月の東京工業品取引所貴金属市場における異常事態（制限安の連続）により発生した未収金等に係わる嘆願等を目的とした申入れ件数を含め前年度までの受付件数が48件で、12件が委託者の了解を得られ円満に解決し、5件が取下げ、1件が打ち切りとなり、30件が現在話合中です。

苦情件数

受付件数	処理件数			処理中
	解決	取り下げ	打切	
26 件	15 件	1 件	0 件	10 件

紛争処理状況（あっせん）

受付件数	処理件数			処理中
	解決	取り下げ	打切	
2 件	0 件	1 件	1 件	0 件

前年度までの苦情件数

受付件数	処理件数			処理中
	解決	取り下げ	打切	
48 件	12 件	5 件	1 件	38 件

紛争処理状況（調停）

受付件数	処理件数			処理中
	解決	取り下げ	打切	
2 件	2 件	0 件	0 件	0 件

訴訟に関する事項

（ 1 ）平成 18 年度中の係争

平成 19 年 3 月末の委託者からの提訴による係争中のものは、前年度より係争中のものを含め 37 件で、委託者が当社での取引は、断定的判断の提供あるいは危険性不告知等の不法行為により被害を被ったとして、その損害賠償請求に係る訴訟を提起したものの 25 件、当社の営業社員に対する使用者責任・過当勧誘等の当社の不法行為により被害を被ったとして、その損害賠償請求に係る訴訟 12 件となっております。また、平成 17 年 12 月の貴金属暴落による異常事態で発生した帳尻差損金に対し、当社が支払督促として帳尻差損金請求訴訟を提起したものが 26 件となっております。

（ 2 ）平成 18 年度中の判決等

当年度においては、裁判所による判決は 5 件となっております。裁判所によるあっせん和解は 20 件となっております。

4 . 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額 / リスク額 × 100]	996.5 %
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額 (*) / 資本金額 × 100]	301.6 %
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本 / 資本金額 × 100]	398.1 %
(d) 自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 × 100]	15.7 %
(e) 修正自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 × 100]	22.2 %
(f) 負債比率 [負債合計額 / 純資産額 × 100]	536.5 %
(g) 流動比率 [流動資産額 / 流動負債額 × 100]	110.4 %

(*) 「純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しているものを言う。

比率は、小数点第 2 位を四捨五入しております。

受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則、日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」等を遵守し、商品先物市場における取引の受託または委託の勧誘および委託者の保護育成をはかり、受託業務の適正な運営を確保することにより社会的信用の向上をはかるとともに社内における管理体制の整備等について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理体制)

第2条 当社は、受託業務管理規則の実際的な運営にあたっては、調査本部を主体としてより能動的かつスピード感をもって対応するため、調査本部内において独自に管理組織を形成し、営業組織と完全分離のもと、健全に受託業務が行われるよう管理指導を行う。

2. 調査本部は、本規則に則り適正な受託業務が行われるよう東京本社および大阪分室に調査部および審査部を設け、東京本社に総括管理責任者、統括管理責任者を東京本社および大阪分室にブロック統括責任者をそれぞれ配置し、社内における連携体制をはかるとともに、東京本社および大阪分室の調査部および審査部は各々管轄する営業店の管理監督を行う。
3. 調査本部は、受託業務管理に関する相談窓口を設置し、広く顧客および委託者からの意見を聴取し円滑なる管理運営とサービスの向上に努めるものとする。
4. 営業本部の責任者は、本規則の円滑な運営のため、必要に応じ調査本部との連携をはかるものとする。

(総括管理責任者および統括管理責任者の設置)

第3条 当社は、受託業務に係る責任の所在の明確化をはかるため、総括管理責任者および統括管理責任者を置くものとする。

2. 総括管理責任者および統括管理責任者は次の者とする。

総括管理責任者は、調査本部長とする

統括管理責任者は、調査本部次席者とする

(総括管理責任者および統括管理責任者の職務)

第4条 総括管理責任者および統括管理責任者の職務は次のとおりとする。

総括管理責任者は、受託業務に係る総括管理および第5条に定める管理担当責任者の統括を行う

統括管理責任者は、総括管理責任者を補佐する

(管理組織)

第5条 当社は、受託業務の健全な遂行をはかるため、第2条第2項に基づく管理組織を調査本

部において作成し管理監督を行う。

2. 当社の管理組織は、第3条に規定する総括管理責任者、統括管理責任者以下に、ブロック統括、管理ブロック、管理担当班を設置し、それぞれ次の者を配置する。

ブロック統括責任者は、調査本部の上席者とする

各管理ブロックには管理担当責任者および管理担当者を配置し、調査本部の係長以上の役職者とする

管理担当班は本店および支店に配置し、本店および支店の管理部門の責任者をもって受託業務の管理を行う。ただし、本店および支店の管理部門に係長以上の役職者が不在の場合には、当該各管理ブロックにおける管理担当責任者および管理担当者が兼務するものとする

(管理担当班の職務)

第6条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

「顧客カード」の記載事項に関する精査による顧客の選別、ならびに勧誘の適否の決定

勧誘したすべての者について勧誘の状況等を記録させ、取引意思のない者に対して執拗な勧誘等が行われることのないよう十分に管理指導する

顧客管理のための「顧客カード」の整備

商品先物取引に必要な知識の啓蒙・普及ならびに顧客の理解度を向上させるために必要な措置

調査本部へ受託申請のための「取引口座開設申込書」の提出

委託者に対する情報サービス提供状況の掌握および適切な指導

調査本部よりの指示に基づく売買内容の管理および適切な措置

関係法令・諸規則等に係る遵守状況の監視ならびに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置

委託者からの苦情、紛議に対する適切な対応

上記各号において重要と思われる事項を営業本部の責任者へ報告

(不適合者の参入防止)

第7条 当社は、次に該当する者を不適合者と規定し、これらの者に対しては勧誘および受託は行わないこととする。

未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人・精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる者

「生活保護法」または「母子および寡婦福祉法」による保護を受けている世帯に属する者

破産者で復権を得ない者

商品先物取引をするために借入れする者

2. 当社は、次に該当する者に対しては、原則として勧誘および受託は行わないこととする。
長期療養者

取引参加に関し客観的な困難が認められる身体障害者

恩給・年金・退職金・保険金等により主に生計をたてている者

(「主に生計をたてている者」とは、年金等の収入が収入全体の過半を占めている場合をいう)

一定の所得を有しない者

(「一定の所得」とは、年間 500 万円以上とする)

一定の高齢者

(「一定の高齢者」とは、年齢 75 歳以上の者とする)

投資可能金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者

その他商品先物取引を行うに適格性が欠けると当社が具体的な理由をもとに判断をした者

3. 前項各号のうち、第 3 号から第 7 号に該当する者について、以下の要件等を満たし、総括責任者が審査の上承認している場合には、前項の規定にかかわらず勧誘および受託を行うことができる。なお、当該審査の結果については、審査日、最終審査者および適否の判断根拠等を含めた記録を作成し、取引終了後 3 年間保存するものとする。

前項第 3 号および第 4 号に該当する者については、顧客が申告した投資可能金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明するものがあることを例外要件とし、顧客本人の自書により、顧客自らが当社の原則として勧誘および受託をしない対象者に該当することを理解していることおよび例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があること

前項第 5 号に該当する者については、顧客が直近 3 年以内の延べ 90 日以上、商品先物取引、海外商品先物取引、有価証券等指数先物取引、外国為替証拠金取引、オプション取引、株式信用取引のいずれかの経験があり、商品先物取引のしくみ、リスクその他の説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることを証明するものがあることを例外要件とし、顧客本人が自書により、顧客自らが当社の原則として勧誘および受託をしない対象者に該当することを理解していることおよび例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があること

前項第 6 号に該当する者については、当初申告した投資可能金額を超える資金についての裏付けとなる資産を有し、それを証明するものがあることおよびその額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていることを例外要件とし、顧客本人の自書により、顧客自らが当社の原則として勧誘および受託をしない対象者に該当することを理解していることおよび例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があること

前項第 7 号に該当する者については、顧客本人から取引したい旨の具体的な理由を明記した申出書があること

4. 当社は、75 歳未満の者であっても、70 歳以上の高齢者については、商品先物取引のしくみ・リスク等を十分に理解していること、投資可能金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等について厳格に審査するものとする。

5. 当社は、取引中に委託者が第 1 項に該当することとなった場合には、速やかに取引の中

止を要請するとともにその後の勧誘および受託を行わないものとし、第2項に該当することとなった場合には速やかに適格性の再審査を行いその取引継続の適否を判断するものとする。また、第1項および第2項に該当しない者であっても、適格性の審査において商品先物取引を行うに不相当と判断された場合には、勧誘および受託は行わないものとする。

(迷惑勧誘行為の禁止)

第8条 当社は、顧客に対し、次の各号に該当する迷惑を覚えさせるような勧誘はしないこととする。ただし、顧客が具体的な指示または承諾がある場合はこの限りではない。

午後9時から翌午前9時までの間における電話または訪問による勧誘

顧客の意思に反した長時間に至る勧誘

顧客に対し、威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような勧誘

顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法による勧誘

(勧誘の際の告知・確認・再勧誘の禁止)

第9条 当社は、商品先物取引の勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号、氏名および商品先物取引の勧誘である旨を告げ、その勧誘を受ける意思の有無を確認する。

2. 勧誘に関して拒否を表明した顧客に対しては、再度勧誘をしてはならない。また、勧誘担当者は、勧誘を拒否した顧客の氏名、住所、電話番号を記載した顧客カードを速やかに本社審査部へ提出し、当該部署において当該拒否者の情報を社内に周知するとともに再勧誘を行うことのないよう措置するものとする。

3. 第1項の告知および意思確認等の内容については業務日誌等に記録し、取引があった委託者にかかるものについては取引終了後3年間保存するものとする。

(勧誘の際の説明)

第10条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘に先立ち、受託契約準則、「商品先物取引 - 委託のガイド - 」等の関係書面を交付し、それらを用いて次の事項を、それらの記述や図面を示す等顧客が容易に理解できるよう留意しつつ説明し、理解の確認を行うものとする。なお、理解の確認に当たっては、まず、第1号および第2号にかかる説明をし、その理解の確認を書面により行い、その後その他の事項について説明しその理解の確認を書面により行うものとする。

商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10～30倍にもなる過大な取引を行うものであること

預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生する恐れがあること

取引証拠金等の制度、種類およびその発生のおよびその発生のおよびその発生に関する事項

委託手数料の額、委託手数料の制度およびその徴収の時期等に関する事項

商品取引員の禁止行為に関する事項

その他「商品先物取引 - 委託のガイド - 」に記載する、主務省令で定められた事項

2. 取引の意向を示された顧客にはこれに先立ち「取引管理運用の手引き」を交付し、説明することにより、受託に先立っての審査および委託者保護を目的とした取引の抑制等の取引管理について理解を求めるものとする。
3. 前各項の書面交付に際して、説明を受け、受領をした旨を記載した書面ならびに「理解度アンケート」の差し入れを受けることとする。

(適格性の審査)

第 11 条 当社は、不適格者の参入防止と適格性を満たす委託者の参入拡大をはかるために「顧客カード」、顧客の属性、資力、理解度、取引への参加意思を確認するための「取引口座開設申込書」に基づき適格性の審査を行うほか、委託者保護を目的とした取引の抑制等の取引管理について理解を確認したことをあらわす「取引管理運用の手引きの確認書」の提出を求めるものとする。

2. 「顧客カード」は、営業担当者が次の事項について作成するものとする。

氏名・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号

家族構成

職業・勤務先名・役職・勤務先住所

資産・投資可能金額・収入状況（年収）

先物取引（商品・株式）の経験の有無と状況

取引の動機と経緯

本人確認に関する事項

3. 「取引口座開設申込書」には、次の事項について顧客の記入を求めるものとする。なお、投資可能金額の記入に際しては、それが損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されるべきことおよび損失が発生した場合はその額が減額されることを顧客に分かり易く説明した上で記入を求めるものとする。

氏名・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号

家族構成

職業・勤務先名・役職・勤務先住所

資産・投資可能金額・収入状況（年収）

先物取引（商品・株式）の経験の有無

取引の動機

商品先物取引のしくみ、損失リスク等を理解した旨の証としての自署・捺印

4. 顧客の属性情報に変更があったときは、その都度修正更新し、常に最新の情報により顧客管理に努めるとともに当該情報を適正に管理するものとする。

5. 「取引管理運用の手引きの確認書」には、次の事項について顧客が十分に理解した旨の証として自署・捺印を求めるものとする。

迷惑な仕方での勧誘の禁止

委託を行わない旨の意思表示をした顧客への再勧誘の禁止

商品先物取引未経験者の保護措置

適合性の原則を遵守した受託管理措置

その他委託者保護を目的とした保護措置

6. 調査本部は、約諾書等の差し入れを受ける前に「顧客カード」、「取引口座開設申込書」および「取引管理運用の手引きの確認書」の提出を受け、直接委託者に連絡または面談し、「取引口座開設申込書」の内容、商品先物取引のしくみ、損失リスク、委託者保護を目的とした管理措置等に関する理解度について確認を行った上で審査し、勧誘および受託の可否を判断するものとする。
7. 審査の結果、不適格者と判断された場合には、直ちに勧誘を中止しなければならない。
8. 前第6項の審査による調査本部の取引開始の承認があるまでは、約諾書の差し入れ、取引証拠金の預託または取引の注文を受けてはならないものとする。
9. 審査の結果については、審査日、最終審査者および可否の判断根拠（理由）等の記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

（顧客カードおよび取引口座開設申込書の整備）

第12条 当社は、「顧客カード」および「取引口座開設申込書」を本社にて保管管理し、その写しを本・支店にて備え付けるものとする。

（未経験者の保護育成措置）

- 第13条 当社は、直近3年以内に延べ90日以上商品先物取引の経験のない新たな委託者を未経験者と規定し、その者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成をはかるため、3ヶ月間の習熟期間を設け、第10条に規定する説明の理解を促し委託者の適合性の増幅をはかるものとする。
2. 習熟期間中は委託者の保護をはかるため、その受託範囲を当該委託者が「取引口座開設申込書」に申告した投資可能金額の3分の1以下に制限する抑制措置を講ずるものとする。ただし、委託者が、自ら申告した投資可能金額の3分の1を超える取引を希望する場合については、当該委託者が商品先物取引に習熟しており、その習熟度を客観的に確認するものがあることを例外要件とし、当社が商品先物取引の未経験者を保護するために受託範囲を制限する抑制措置を設けていることおよび前述の例外要件を理解しているとともに、自ら例外要件を満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告を受けていること、および総括管理責任者が審査を行いこれを承認したときに限り、未経験者の受託範囲の制限を超えて受託することができる。なお、その場合の受託数量は投資可能金額を上限とし、当該審査の結果については、審査日、最終審査者および適否の判断根拠等を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。
 3. 取引開始後3ヶ月を目安として「習熟度アンケート」を行い、習熟の確保が認められた場合、その内容を含め委託者に通知することとし、以後本条の規定から除外する。

（売買取引状況の管理）

第14条 調査本部は、委託者の建玉、損益、取引証拠金等の状況について法定帳簿等によって常時把握し、営業本部の責任者および管理担当責任者ならびに営業担当者に指導を行

い、必要に応じて委託者に対し連絡または訪問により取引の実態を把握するものとする。

2. 営業本部の責任者は、調査本部からの指示に従い、その取引内容を精査の上、必要な措置を講ずるとともにその管理を行う。

(売買指示時における取引意思の確認)

第 15 条 当社は、委託者の売買指示時における取引意思の確認とその意思を執行したことの記録を明確にするものとする。

(取引期間中における不適格該当者への措置)

第 16 条 委託者が取引期間中に新たに不適格者および不適格者と同等に扱う可能性のある者に該当した場合は、調査本部は当該委託者について十分な精査を行った上、不適格者と認定した場合は、取引の速やかな処理を当該委託者に求めるものとする。

(不正資金の流入防止)

第 17 条 当社は、委託者の横領等による不正資金の流入を防止するため必要な管理措置を講ずるものとする。

2. 公金出納取扱者、金融機関において他人の金銭・有価証券等を取扱っている者、企業の経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭等を取扱っている委託者からの入金累計額が一定基準を超えることとなった場合には、資金の裏付を求める。(一定基準とは委託者から申告されている最新の流動資産とする。)
3. 前項の証明書類の提出がない時は、追加の建玉を断るとともに調査本部が必要な措置を講ずる。
4. 不正資金の流入防止のための調査に係る記録を作成し、これを保存する。
5. 不正資金の流入があった場合には当該委託者に対して決済を要請し、速やかに精算する。

(取引証拠金の額等に係る措置)

第 18 条 取引証拠金の額等を全ての上場商品につき、取引所が定める取引証拠金基準額と同額とする。なお、市況環境の状況等により当社が必要と判断した場合には、取引証拠金の額を一定額増加することがある。

2. 取引証拠金の額等に係る社内責任者は、管理本部責任者とする。管理本部責任者は、取引証拠金の額等に係る内容を社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保管する。

(委託手数料および委託手数料に係る消費税相当額の徴収時期)

第 19 条 当社は、委託者より受託した委託注文に対して、委託手数料および委託手数料に係る消費税相当額を徴収するものとし、その徴収時期については、これを反対売買または受渡しによる決済等を行ったときとする。

2. オプション取引の委託注文に対しては、委託手数料および委託手数料に係る消費税相当額を委託に係る取引が成立したときに徴収するものとする。
3. 委託手数料の額は、別途定めるものとする。
4. 経済情勢その他の事情の変動により、委託手数料の額を改訂する場合がある。
5. 委託手数料の額等が委託者の従来の権利を制限する、若しくは委託者に新たな義務を課すものであるときには、当社は速やかにその内容を書面をもって委託者に通知するものとする。
6. 委託手数料の額等に係る社内責任者は管理本部責任者とし、管理本部責任者は、委託手数料の額等に係る内容を社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保管するものとする。

(個人情報保護)

第 20 条 当社は、個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および当社が別途定める個人情報保護方針ならびに個人情報保護規定に従い、顧客、委託者、役職員その他の個人情報の利用目的の特定、公表を行うとともに、これら個人情報の取得、安全管理、第三者への提供の制限等個人情報の保護に関して、必要な措置を講じるものとする。

(広 告)

第 21 条 当社が行う広告、および宣伝に関しては、当社の「広告に関する規程」に基づくものとする。

(違反者に対する懲戒)

第 22 条 調査本部が事実関係について精査、確認後、本規則における禁止、違反行為があったと認められた者に対しては、その行為に基づく懲罰の適用について、遅滞なく常務会に諮問を行う。

2. 常務会は前項の規定により諮問を受けた当該社員について、その事実を鑑み、当社就業規則第 44 条に基づいた当該社員への制裁内容を決定する。
3. 調査本部は前項の規定により決定した制裁内容について、遅滞なく社内告知および日本商品先物取引協会に対して届出を行う。

(日本商品先物取引協会への届出)

第 23 条 本規則は日本商品先物取引協会へ届出るものとする。

(規程の改廃)

第 24 条 本規則の改廃は、調査本部において立案し、取締役会の決議を経て行う。

(付 則)

本規則第 7 条第 2 項、第 10 条第 2 項および第 13 条の規定は、改定日においてすでに

口座開設をしている委託者については適用外とする。

本規則は、平成10年5月11日より実施する。

制 定 平成10年5月1日

改 定 平成11年4月1日

改 定 平成11年7月31日

改 定 平成12年4月1日

改 定 平成15年1月9日

改 定 平成15年5月8日

改 定 平成17年1月4日

改 定 平成17年5月1日（改正商品取引所法の施行に伴う改定）

改 定 平成17年10月1日